

令和3年11月

定例農業委員会総会 議事録

令和3年11月8日（月）

宗像市農業委員会

令和3年11月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和３年１１月８日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年１１月８日 午後１時３０分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年１１月８日 午後２時３０分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席２１人 欠席 ２人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	○
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	○
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	○
４	薄 幸一	○	１６	欠 員	
５	松井 徳一郎	×	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	○
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	○
９	山下 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	○
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	７番	山下 敦		８番	花田 安輝

令和3年11月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

受付NO3 承認

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

第4号議案 農地転用計画変更承認申請について

受付NO1 承認

第5号議案 あっせんの申出について

受付NO1 承認

第6号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

受付NO3 承認

受付NO4 承認

第7号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

承認

報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出について

○議長

令和３年１１月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は２１名です。

よって、令和３年１１月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。３件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号１の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●さんは●●●在住で、譲渡人の●●●●●さんは現在、施設に入所中で、息子さんも北九州市在住のため、みかん畑の管理ができなくなっていることから、●さんに相談したところ、話がまとまりましたので、農地法第３条の申請にいたっています。●さんは、業務のかたわら、引き続きみかんの栽培を行っていくということです。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第３条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま受付ＮＯ１の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付ＮＯ２について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●●さんになります。現在、申請農地の隣で息子さんと一緒にシャインマスカットを栽培されています。譲渡人は●●●●●さんで、●●●●●さんが経営規模拡大を計画され、効率よく経営を進めるため、隣接農地を所有している●●●●●さんに相談したら話がまとまりましたので、農地法第3条の許可申請に至っています。農地取得後は、ハウスを建て、シャインマスカットを栽培していく予定です。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。

以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号3の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●●さんで、譲渡人は●●●●●さんになります。●●●●●さんは、●●●●●さんの申請地近くの農地を借り受け、イチゴを栽培しており、●●●●●さんが●●●●●さんに農地の売買の相談をしたところ、話がまとまりましたので、農地法第3条の許可申請にいたっています。取得後の農地では、プラムを引き続き栽培していく予定です。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。

以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO3の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から議案と、申請人の説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の議案と、申請人の説明がありました。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果を報告します。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、一時転用による農地改良になります。改良では、全体にかさ上げを行います。雨水については、東側の既設素掘側溝と、北側の新設の素掘側溝を経由し、河川へ排水されます。汚水や生活雑排水の発生はありません。日照や通風は、特に問題ないと考えています。また、騒音についても、特に影響ないと考えています。

水利組合の承諾も得ております。また、農地区分は第2種農地に該当し、原則転用可能な農地になりますので、今回の農地法第4条許可申請は農地改良となるので、一時転用は、特に問題ないと判断しています。以上、現地調査の報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO1についての議案説明、現地調査D班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の申請人の説明をいたします。転用目的は、一時転用を伴う農地改良になります。申請人は●●●さんになります。申請地の中央部分がくぼんでいるため効率よく作業ができないため、盛り土を行い、耕作範囲を広げたいということです。農地改良後は、橙、みかんの栽培になります。一時転用期間は、許可後から令和3年12月31日までです。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の一時転用については、農地区分は農用地区域内の農地になりますが、農地改良ということで、特に問題ないと考えています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果を報告します。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、一時転用による農地改良になります。改良では、高いところでは約●.●mかさ上げし、農地改良を行います。雨水は自然浸透・自然流下により処理されます。汚水や生活雑排水の発生はありません。水利組合の承諾も得ております。また、農地区分は農用地区域内の農地に該当し、原則転用はできませんが、今回の農地法第4条の一時転用は、一時転用後に農地として利用するため特に問題ないと判断しています。

以上、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO2についての議案説明と地区担当委員、現地調査D班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。受付NO

1 について、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号1の譲受人と譲渡人の説明をいたします。転用目的は、分家住宅の建築になります。譲受人は、●●●●さんになります。譲渡人は、●●●●●さんで、●●さんは、●●さんの義理の父親にあたり、現在、●●さん宅に同居していますが、手狭になってきたため、●●さん所有の農地に家を建てる計画をしました。申請農地が農振農用地に指定されていたため、除外の手続きを進め、このほど農振除外が完了し、農地法第5条の許可申請に至っています。地元水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第5条許可は特に問題ないと判断しています。

以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、分家住宅の建築になります。造成は地ならし程度で、雨水は既設のU型側溝、污水等は公共下水で処理します。取水については、新たに井戸を確保します。日照や通風、騒音についても、周辺に特に影響ないと考えています。水利組合の承諾も得ており、農地区分は第1種農地に該当し、原則農地転用はできませんが、今回の農地法第5条の農地転用は、既存の集落と接続しており、特に問題ないと判断しています。

以上、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO1についての議案説明と、担当地区委員、現地調査D班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第4号議案「農地転用計画変更承認申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。受付NO1につい

て、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。説明に対してご質問・ご意見はありませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、受付NO1について、承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第5号議案「あっせんの申出について」を議題と致します。第5号議案には1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第5号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第5号議案、受付NO1 あっせん委員の選出にあつては、議長の指名にしたいと思えます。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、第6号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO4について、つづけて事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第6号議案の受付NO1から受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま受付NO1から受付NO4について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第6号議案受付NO1から受付NO4について、所有権の移転について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1から受付NO4について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第7号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題と致します。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第7号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から第7号議案、令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。令和3年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和3年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

（報告事項第1号について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決

定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和３年１１月定例農業委員会総会は閉会いたします。